## 令和7年度 美唄市地域おこし協力隊募集要項 (「美味しい!びばい! 農産物PR・農産物ブランド化)

美唄市は、札幌市と旭川市のほぼ中間に位置しており、かつては三菱鉱業・三井炭山の大規模炭鉱により道内有数の石炭の町として栄えましたが、エネルギー政策により大半が閉山し、現在は農業を基幹産業とするまちです。広大な農地を生かして、道内有数の生産量を誇る水稲を中心に、小麦、大豆、アスパラガス、たまねぎ、ハスカップなど様々な農産物が生産されています。

しかし、農家戸数の減少や担い手農家の高齢化とともに、1戸あたりの経営面積が拡大していく中、農業が基幹産業として持続的に発展していくためには、安全・安心な農産物を計画的かつ安定的に生産するとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づくりを進める必要があります。

このような状況の中、地域農業者や関連団体と連携して課題の解決に従事するとともに、これまでにない新たな視点による農業の魅力発信や食のブランド化の促進などを図るため、この度以下のとおり地域おこし協力隊を募集します。

### 1. 募集人員 2名

### 2. 活動内容

- (1) 美唄産農産物 P R 活動支援
- (2) JA・農業者等と連携して取り組む新たな農産物のブランド化
- (3) 女性農業団体や高校生等と連携した商品開発と商品化の活動支援
- (4) SNS等を活用した地元農産物等の情報発信
- (5) 各種イベント等での出展販売等の活動支援
- (6) 地域農業者と連携して取り組む農業・農村づくりの活動支援
- (7) 美唄産農産物を活用した特産品の開発活動
- (8) その他

美唄市職員と連携しながら、活動計画書に基づく業務をしていただきます。

#### 3. 応募条件

(全体事項) 下記(1)~(9)全ての要件を満たす方

- (1)年齢20歳以上の方(2025年4月1日現在)
- (2) 三大都市圏等に在住し、採用後美唄市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。(ただし、条件不利地からの場合、制限されることがあります。)
- (3) 過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深める意欲のある方。
- (4) 委嘱期間満了後に美唄市内で起業、就業して定住する意欲のある方。
- (5) 心身ともに健康で、正常な状態で誠実に職務ができる方。
- (6) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している(ペーパードライバーでなく、実際に運転できる)方。
- (7) パソコン(ワード・エクセル・パワーポイントなど)の一般的な操作のできる方。
- (8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (9)次のいずれにも該当しない方
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる。
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団 又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる。
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

### 4. 活動形態及び期間

- (1) 美唄市から委嘱を受け、個人事業主として活動していただきます。(市との雇用関係はなし)
- (2) 委嘱の日から委嘱年度の年度末までを一区切りとし、年度更新により最長3年間委嘱します。
- (3) 委嘱予定時期は要相談とします。
- (4)活動場所は、美唄市内です。

### 5. 活動条件

(1)活動費 (3.492,000円/年、基礎活動費 240,000円/年)

基礎活動費には、国民健康保険料等(国民年金、健康保険料)、通信料、ガソリン代、その他消耗品などを含むものとします。

(2) 事業活動費は、別途作成する活動計画に基づいた事業に係る経費とし、予算の範囲内で別途支出 します。

#### 6. 待遇及び福利厚生

- (1) 美唄市と地域おこし協力隊が委託契約を締結します。
- (2) 賃貸借住宅に居住する場合、50,000円/月まで助成があります。 ただし、家賃が5万円/(月)を超える場合の超過分、住宅に係る水道光熱費等は個人負担になります。
- (3)活動に必要な消耗品費、研修旅費、備品等は事業活動費の範囲内(上限あり)で助成します。 ※生活に必要な備品・用品は個人負担になります。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (5) 本市までの交通費、引越しに必要な経費は自己負担となります。

## 7. サポート体制

(1) 美唄市経済観光課に、相談担当者を配置します。

#### 8. 応募手続き

(1) 応募受付期間

応募開始から募集人員2名の採用決定まで郵送で受け付けます。

なお、提出した書類は返却しません。

提出された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

- (2)提出書類
  - ①美唄市地域おこし協力隊応募用紙
  - ②現在の住民票
  - ③普通自動車運転免許証の写し
- (3) 申し込み・お問合せ先

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1-1

美唄市役所経済部経済観光課

電 話:0126-63-0112(直通)

メール: kouryu@city.bibai.lg.jp

## 9. 選考方法

(1) 第1次選考(書類審査)

書類受付後、2週間以内に合否の結果を文書等で通知します。

# (2)第2次選考(面接)

第1次選考合格者を対象に面接を行います。日程、場所等の詳細については1次選考結果の通知の際にお知らせします(第2次選考試験に要する交通費及び宿泊等は個人負担。)

# (3) 選考結果の報告

選考結果の報告は、速やかに文書等で第2次選考受験者全員に通知します。